

議案第37号

南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

南風原町長 赤嶺 正之

（提案理由）

沖縄県重度心身障害者医療費助成事業の「自動償還」方式の導入及び所要の整備について、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改める。

第1条中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改める。

第2条の表重度心身障害者（児）の項中「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改め、同項1中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で」を「身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づくものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者で」、「に定める身体障害者障害程度等級表」を「（身体障害者程度等級表。以下「等級表」という。）」に改め、同項2中「沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障害の程度」を「療育手帳（沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）第2条の規定に基づくものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、その知的障害の程度（同規程第5条に規定する知的障害の程度をいう。以下同じ。）」に改め、同項3中「1項の身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が障害程度等級表の3級に該当するもので、かつ、2項の沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けたものでその知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」を「身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が等級表の3級及び知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」に改め、同項4中「支給対象になっている者で、障害の程度が同法別表の1級に該当する重度知的障害児童と認定された者で療育手帳を交付された者」を「1級の支給対象児童で、かつ、療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」に改め、同項5中「障害年金又は障害福祉年金を受けている者のうち、その障害の程度が同法別表の1級に該当する重度知的障害者と認定されたもので、療育手帳を交付されたもの」を「障害基礎年金の1級を受給している者で、かつ、療育手帳の交付を受けている者のうち、その知的障害の程度が中度（B1）に該当するもの」に改め、同表医療保険各法の項中「6 地

方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」の次に「7 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」を加え、同表保険医療機関等の項3中「指定訪問ステーション」を「指定訪問看護ステーション（健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者が訪問看護事業を行う事業所又は指定訪問看護事業者が高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所をいう。）」に改める。

第3条の見出し中「助成対象経費」を「助成の範囲」に改め、同条第1項中「町長が」を削り、「経費（以下「助成対象経費」という。）」を「医療費の範囲」に、「経費から」を「額から」に改め、「した額」の次に「（以下「助成金」という。）」を加え、同項第1号中「負担金の額」の次に「（入院時の食事療養費については2分の1を助成する。）」を加え、同項第2号中「第58条の自立支援医療」を「第58条第1項の指定自立支援医療」に、「第70条の療養介護医療及び」を「第70条第1項の療養介護医療、」に、「第71条の基準該当療養介護医療」を「第71条第1項の基準該当療養介護医療及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の障害児入所医療」に改め、同条第2項中「助成対象経費」を「助成金」に改める。

第4条の見出し中「医療費の助成」を「対象者」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例の定める医療費の助成対象となる者（以下「対象者」という。）は、第2条に規定する重度心身障がい者（児）で、次の各号の全てに該当するものとする。

第4条第1号中「居住し、かつ、」を「現に居住する」に、「又は身体障害者福祉法その他の法令の規定により措置を受けて本町の区域外の身体障害者更生援護施設等に入所している者。」を「、又は本町の区域外の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所、入居又は入院（以下「入所等」という。）している者。」に改め、同号ただし書中「身体障害者更生援護施設等」を「住所地特例対象施設」に、「入所措置された者」を「入所等した者」に改める。

第5条の見出し中「受給資格者の認定」を「受給資格の申請及び認定」に改め、同条中「重度心身障害者（児）」を「対象者」に改める。

第6条中「受給資格者証」を「南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）」に改める。

第8条の見出し中「助成の制限」を「支給制限」に改め、同条第1項を次のように改

める。

この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。

第9条第1項中「医療費の助成を受けようとする者」を「受給資格者」に、「重度心身障害者（児）」を「重度心身障がい者（児）」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

第9条に次の2項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、沖縄県との重度心身障害者医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱に係る契約を取り交わしている保険医療機関等に対し、受給資格者が受給資格者証を提示し、当該保険医療機関等へ医療費を全額支払った場合は、助成金の申請が行われたものとみなす。
- 5 受給資格者が前項の助成金の申請を行った場合は、保険医療機関等で生じる医療費に係る一切の情報を、当該保険医療機関等が南風原町及び沖縄県国民健康保険団体連合会に提供することに同意したものとみなす。

第11条中「第1項」を「第2項」に改める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（支払の調整）

第14条 助成すべきでないにもかかわらず、助成金として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

（資料の提供等）

第15条 町長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条に2項を加える改正規定は、平成30年8月1日から施行する。